

平成 26 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社北の達人コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 勝寿
コード番号：2930 札幌証券取引所
問 合 せ 先 取締役管理部長 清水 重厚
電 話 番 号 011-757-5567

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 31 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照下さい。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

現在、当社事業を取り巻く環境は、「デバイスやソーシャルメディアの発展による E コマース市場の成長加速」「アジア富裕層における北海道人気、および日本の健康食品・化粧品人気」「安倍内閣の規制改革実施計画および日本再興戦略による健康食品の機能性表示の解禁」という大きな変革機会が三重に起きており、当社成長にとって強い追い風となっております。

このような環境の下、当社は成長への準備を着々と進めつつも足元の安定した収益基盤の構築と、会社の成長に備えた体制作りに引き続き取り組んでおります。

今般の新株式発行による調達資金につきましては、新規顧客獲得に係る広告宣伝費に充当することで定期会員数の増加を図り、更なる企業価値の向上に努めるとともに、残額が生じた場合には借入金の返済資金に充当することで財務体質の一層の強化を図り、強固な経営基盤の確立を目指してまいります。加えて、東京証券取引所市場第二部上場の形式要件である純資産の額及び株主数を充足することも企図しております。

また、本資金調達と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株式の分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 340,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年11月10日（月）から平成26年11月13日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成26年11月20日（木） |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出席式の種類及び数 | 当社普通株式 113,000株 |
| (2) 売出席人 | 木下 勝寿 |
| (3) 売出席格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の証券会員制法人札幌証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出席格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。） |
| (4) 売出席方法 | 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出席格から引受人により売出席人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 受 渡 期 日 平成 26 年 11 月 21 日 (金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 67,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、67,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 26 年 11 月 21 日 (金)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、67,000株を上限として大和証券株式会社（以下、「大和証券株式会社」という。）が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成26年11月21日（金）から平成26年12月12日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年12月12日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、証券会員制法人札幌証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	5,177,600株	（平成26年10月31日現在）
(2) 公募増資による増加株式数	340,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	5,517,600株	

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額240,000,000円については、全額を平成27年8月末までに当社健康美容商品の販売拡大を目的とした会員獲得のための広告宣伝費に充当する予定であります。ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額が260,000,000円を超過した場合には、260,000,000円までを平成27年8月末までに当該広告宣伝費の一部に充当し、残額を平成27年2月末までに長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の支出までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はありません。なお、調達資金を上記3. (1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして認識しており、事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主への利益還元に努めることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、今後の事業戦略に即して、有効活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
1株当たり当期純利益	38.84円	32.15円	46.10円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	33.00円 (20.00円)	18.50円 (10.00円)
実績配当性向	－%	27.9%	29.3%
自己資本当期純利益率	29.4%	35.3%	36.7%
純資産配当率	－%	9.7%	10.7%

(注) 1 平成23年9月16日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、平成25年2月9日付で普通株式1株につき4株の株式分割を、それぞれ行っております。平成24年2月期の1株当たり当期純利益については、平成24年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。また、平成26年1月3日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成25年2月期及び平成26年2月期の1株当たり当期純利益については、平成25年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

平成25年2月期及び平成26年2月期の1株当たり年間配当金(うち1株当たり中間配当金)については、それぞれ上記分割前の実際の配当金の額を記載しております。平成24年2月期については、無配のため表示しておりません。

2 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。平成24年2月期については、無配のため表示しておりません。

3 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(新株予約権控除後の純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。

4 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。平成25年2月期及び平成26年2月期の1株当たり純資産については、上記の株式分割が平成25年2月期の期首に行われたと仮定して算定しております。平成24年2月期については、無配のため表示しておりません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しております。当該制度の内容は次のとおりであります。なお、今回の一般募集後の発行済株式総数（5,517,600株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は6.53%となる見込みであります。

新株予約権（ストックオプション）の付与状況（平成26年10月31日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成21年6月2日	8,400株	69円	35円	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日
平成24年9月28日	352,000株	337円	169円	自 平成24年10月16日 至 平成34年10月15日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成24年5月28日	新規上場時 有償一般募集 50,600千円	72,300千円	52,300千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
始 値	－円	935円	1,430円	750円
高 値	－円	4,280円 □1,509円	2,190円 □774円	973円
安 値	－円	826円 □870円	890円 □656円	703円
終 値	－円	1,410円	745円	859円
株価収益率	－倍	21.93倍	16.16倍	－

(注) 1 株価は、平成24年5月29日から平成25年3月26日までは証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場におけるものであり、平成25年3月27日以降は同取引所本則市場におけるものであります。なお、当社株式は、平成24年5月29日をもって同取引所アンビシャス市場に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。

2 平成25年2月期における□印は平成25年2月9日付の普通株式1株につき4株の株式分割による権利落後の株価を、平成26年2月期における□印は平成26年1月3日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価をそれぞれ示しております。

3 平成27年2月期の株価については平成26年10月30日現在で表示しております。

4 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成27年2月期については未確定のため表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である木下勝寿及び当社株主である木下浩子は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中について、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、株式分割及びストックオプションの行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。